

(変更・取消し) 申告書の書き方

納税管理人(変更・取消し)申告書・承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三木市長様

申告者 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通1丁目1番1号

ふりがな ひょうご たろう
氏名 兵庫 太郎
電話 (078)〇〇〇-〇〇〇〇

1 次の税目について以下のとおり納税管理人を(変更・取消)しましたので、申請します。

市民税・県民税・森林環境税 国民健康保険税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税

取消しの申告の場合のみ、現在の納税管理人でもご申告いただけます。
変更の場合は、必ず納税義務者が直筆し、申告してください。

取消しの場合は1、 変更の場合は2を○ で囲み、必要事項を 記入してください。	所在地 ふりがな 氏名 (個人の場合) 電話番号	(〒 673-0492) 兵庫県三木市上の丸町10番30号 みきはなこ 三木花子 (0794)〇〇-〇〇〇〇	(個人の場合) 生年月日 ・昭和 ・平成 8年4月1日生 ・令和 ・西暦
--	--------------------------------------	---	---

申告区分	1 納税管理人の取消し			
	納税義務者 氏名 住所	(〒 673-0433) 兵庫県三木市福井1933番地の12	(個人の場合) 生年月日 ・昭和 ・平成 10年4月1日生 ・令和 ・西暦	電話番号 (0794) 〇〇-〇〇〇〇
納税管理人の変更	2 住所 (所在地)	ふりがな 氏名 (法人の場合 は法人名)	兵庫 次郎	納税義務者との関係 弟
	法人番号			

(市民税・県民税・森林環境税)地方税法第28条、300条及び三木市税条例第25条

(国民健康保険税)地方税法第709条

(固定資産税・都市計画税)地方税法第355条及び三木市税条例第61条

※軽自動車税を選択している場合は、納税管理人に納税通知書等を送付することに同意したとみなします。

2 納税管理人を定める理由(○を入れてください)

1 納税義務者の住所等が三木市外で、納税管理人となる者の住所等が三木市内にある。

2 紳士の納税義務者、納税管理人ともに、住所等は三木市外であるが、納税管理人となる者が納税の処理について便宜を有している。

承諾書

上記の内容について承諾しました。

氏名 兵庫 次郎
印
法人等の場合は、会社印(法人印)を押印してください。

変更の場合は、下の注意事項をよく読み、必ず新しく納税管理人となる方が直筆してください。取消しの場合は、記入不要です。

注意事項をよく読んだ上で、ご記入ください。
ご不明な点は、三木市役所 税務課までお問い合わせください。

- <注意>
- 納税管理人の変更、取消しについては、再度申告が必要です。(変更、取消しますので、十分にご注意ください。)
 - 納税管理人が設定されると、納税通知書や納付書、返金に関する書類の発送(滞納等)等については、納税管理人に対してなされます。
 - 固定資産税の納税管理人は、納税義務者が所有しているすべての物件に係る固定資産税の納税に関して管理することになりますのでご注意ください。(例えば、土地、建物をそれぞれ1物件ずつ所有している方が、土地だけについて納税管理人を設定するというような、所有物件の一部についての設定はできません)

受付印

納税管理人（変更・取消し）申告書・承認申請書

令和 年 月 日

三木市長様

申告者 住 所

ふりがな
氏名
電話 () -

1 次の税目について以下のとおり納税管理人を（変更・取消）しましたので、申請します。（該当税目に✓）

市民税・県民税・森林環境税 国民健康保険税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税

現在の納税管理人	住所 (〒 - - -)			
	ふりがな 氏名 (法人の場合は 法人名)	(個人の場合) 生年月日 ・昭和 ・平成 ・令和 ・西暦		
	電話番号 () -			年 月 日生

申告の区分	1 納税管理人の取消し			
	納税義務者 氏名 住所	(〒 - - -)		
	2 納税管理人の変更	住所 (〒 - - -)		
	ふりがな 氏名 (法人の場合は 法人名)	(個人の場合) 生年月日 ・昭和 ・平成 ・令和 ・西暦	電話番号 () -	年 月 日生
	法人番号			納税義務者との関係

(市民税・県民税・森林環境税)地方税法第28条、300条及び三木市税条例第25条

(国民健康保険税)地方税法第709条

(固定資産税・都市計画税)地方税法第355条及び三木市税条例第61条

※軽自動車税を選択している場合は、納税管理人に納税通知書等を送付することに同意したとみなします。

2 納税管理人を定める理由 (○を入れてください)

- 1 納税義務者の住所等が三木市外で、納税管理人となる者の住所等が三木市内にある。
- 2 納税義務者、納税管理人ともに、住所等は三木市外であるが、納税管理人となる者が納税の処理について便宜を有している。

承 諾 書

上記の内容について承諾しました。

氏名 _____ 印
 ※法人等の場合は、会社印（法人印）を押印してください。

- <注意>
- 1 納税管理人の変更、取消しについては、再度申告が必要です。（変更、取消しの申告がない限り、そのまま継続されますので、十分にご注意ください。）
 - 2 紳税管理人が設定されますと、納税通知書や納付書、返金に関する書類の発送（滞納処分を除く）等については、納税管理人に対してなされます。
 - 3 固定資産税の納税管理人は、納税義務者が所有しているすべての物件に係る固定資産税の納税に関して管理することになりますのでご注意ください。（例えば、土地、建物をそれぞれ1物件ずつ所有している方が、土地だけについて納税管理人を設定するというような、所有物件の一部についての設定はできません）